

平成23、24年度 九州運輸局地域公共交通に関する  
第三者評価委員会及び二次評価の結果について

地域公共交通確保維持改善事業実施要領5.(1)の規定により①地域公共交通確保維持事業による支援を受けた事業については、毎年度協議会において自己評価を行う②地方運輸局は、自己評価を基に二次評価を行うとされており、また、同要領5.(2)の規定により「地方運輸局が二次評価を実施する際には、学識経験者等の有識者からなる第三者評委員会を設置して行う」と定めがあることから、九州運輸局において平成24年5月25日に「第三者評価委員会」を開催しました。

(1) 委員会メンバー

- ・辰巳 浩 福岡大学教授
- ・林田 滋 長崎総合科学大学教授
- ・大井 尚司 大分大学准教授
- ・梶田 佳孝 東海大学准教授

(2) 議事概要

- ・自己評価案件が179件に及んだことから、委員会では地域公共交通確保維持事業の代表例として4件、地域公共交通調査事業の代表例として1件、地域公共交通活性化・再生総合事業の経過措置(注)の代表例として2件の併せて7件の案件を各協議会より報告頂き内容について質疑応答がなされました。
- ・全ての報告等が終わった後に、各委員から地域公共交通全体に対する助言を頂きました。

(注) 地域公共交通活性化・再生総合事業は、地域公共交通確保維持事業が制定された際に廃止され、平成23年度に限り経過措置として、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付することとなっているものであります。

(3) 各委員の助言に基づく二次評価の公表

- ・二次評価の方法としては、各協議会が行った一次評価(自己評価)を委員会の助言に基づいて、実施しました。
- ・また、情報の共有として各協議会に還元することが望ましいとの助言もありましたので、今回より各協議会に対して個別案件に対する二次評価結果を通知するとともに、九州運輸局ホームページにも掲載することとしました。

以 上